

【論文】

超高齢社会における高齢者犯罪の考察と対応方案の研究

— 日本と韓国の比較を通して —

全 孝 秀 (チョンヒョス)

大韓民国釜山警察庁生活安全課

要 旨

日本社会の高齢化の問題、取分け、高齢者の「貧困・孤立」等による「高齢者犯罪」問題はその深刻さを増している。そこで、日本政府は犯罪者を司法の全段階にて積極的に福祉に繋げるソーシャル・インクルージョン的な刑事政策への転換を通じ、再犯防止と社会復帰を図っている。一方、韓国でも近年、高齢化が急激に進んでおり、高齢化率ではまだ欧米諸国や日本には満たないものの、そのスピードの面では「世界最高の超高齢国家」といわれる日本をはるかに上回っている。また、それによる高齢者犯罪の増加ぶりも尋常ではない状況であるが、韓国社会（政府）の対応は儒教等の伝統的な思想の影響で刑事政策上、実質的な対策は皆無であることが昨今の韓国の現実である。

本稿は以上の実情を背景に、日韓両国の高齢化や高齢者犯罪の現状と特徴を比較の観点から考察し、高齢者犯罪に対する対策として近時、日本で行われている諸対策や保護観察所の職員に対するインタビュー調査の実証的な考察を加え、そこから導き出された問題の改善策を提案することを目的としている。

目 次

- I 日本と韓国の高齢社会の現状と特徴
- II 日本と韓国の高齢者犯罪の現状と特徴
- III 高齢者犯罪の対策方案
 - 再犯防止対策を中心に —
- IV 保護観察所の職員に対するインタビュー調査
- V まとめ

I 日本と韓国の高齢社会の現状と特徴

1 高齢社会の現状

日本の総人口は、内閣府の「高齢社会白書－令和元年版（2019年）」¹によると、1億2,644万人で、高齢者（65歳以上）人口は、3,558万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.1%である。

¹ 内閣府「高齢社会白書－令和元年版」

(<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>)

高齢者のうち、前期高齢者（65～74歳）は1,760万人で総人口に占める割合は13.9%、後期高齢者（75歳以上）は1,798万人で、総人口に占める割合は14.2%、高齢者に占める割合は50.5%であり、初めて後期高齢者の割合が前期高齢者を上回った。高齢化のスピードの側面から見ると、昭和25（1950）年には総人口の5%に満たなかったのが、昭和45（1970）年に7%（高齢化社会）を超え、平成6（1994）年には14%（高齢社会）、平成21（2009）年には21%（超高齢社会）を超え、さらに、平成30（2018）年には28.1%に達している。欧米諸国の高齢化率が7%（高齢化社会）から14%（高齢社会）へ要した期間がフランス115年、スウェーデン85年、アメリカ72年、イギリス46年、ドイツ40年であったのに対し、日本は24年で欧米諸国より非常に速いスピードで高齢化が進んだことがわかる。

一方、韓国の場合、総人口（2019年）は、5,171万人で、高齢者（65歳以上）人口は768万となり、高齢化率は14.9%であり、高齢社会（2018年）となっている。高齢者のうち、前期高齢者は433万人で総人口に占める割合は8.4%、後期高齢者は334万人で、総人口に占める割合は6.5%、高齢者に占める割合は前期高齢者が56.5%であり、後期高齢者は43.5%である²。

高齢化率から見ると14.9%（高齢社会）であり、日本の28.1%（超高齢社会）の半分ほどに過ぎず、韓国は尚も、前期高齢者の方が多いことから、現段階では高齢化率にしろ高齢化の内容にしろ、日本の如く高齢化の深刻さを強く語るところではなさそうにも見える。

しかしながら、日本の高齢化の特徴の一つである高齢化のスピード（世界でもっとも速い速度で高齢化が進んだ）の面から見ると、韓国の高齢化の深刻さが見えてくる。日本が高齢化社会（1970年）から高齢社会（1994年）、超高齢社会（2009年）までかかった期間が各々24年、15年であったのに対し、韓国は18年、8年で、高齢化社会（2000年）から高齢社会（2018年）までは、日本より6年、超高齢社会（2026年）までは7年もの短い（推定値）。さらに、2060年には韓国の高齢化率は、41%を超え、日本を追い抜いて世界最高の高齢国家になると予想される³。今まで、世界で最も速い速度で高齢化が進んだことで「世界で類を見ない」と言われた日本よりも韓国の方がはるかに速いスピードで高齢化が進んでいる点に韓国の高齢化の深刻さと特徴がある。

2 高齢社会の特徴

(1) 孤立していく高齢者

高齢社会がもたらす特徴的な問題としてよく言及されるのが高齢者の「社会的孤立」問題である。この孤立問題については坂井昭夫氏が指摘したように家族制度の変容に伴う単身化社会の影響が大きいだろう。それは一人暮らし高齢者の増加にも繋がるものである⁴。

内閣府「令和元年版高齢社会白書」によれば、高齢者がいる世帯の変容は、昭和55（1980）年までは世帯構造の中で三世帯世帯の割合が50.1%で一番多かったのが、平成12（2000）年には初めて夫婦のみ世帯が27.1%で、26.5%の三世帯世帯を上回り、平成29（2017）年には夫婦のみ世帯が一番多い約3割を占めており、単身世帯と合わせると半数を超える状況である。一人暮らしの高齢者も増加傾向を増し、昭和55（1980）年、65歳以上人口に占める割合が男性4.3%、女

² 統計庁「2019年高齢者統計」報道資料（2019年9月27日）（http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/1/1/index.board?bmode=read&aSeq=377701）

³ 前掲注1）参考。

⁴ 坂井昭夫「“無縁社会”考—経済学の責務と若干の論点」『高崎経済大学論集』第54巻第4号（2012年）16頁。この点につき筆者は、社会的孤立の背景には高齢化、非婚化等による単身化社会の進展があると指摘し、高齢者や未婚者・離婚者の増加が、高度経済成長及びその終焉と重なる家族制度の変容と共に進行したからこそ単身化社会の強力な歩みが生じ、かつ、地域コミュニティの希薄化も絡み合った故に、社会的孤立も深刻さを増したと説いている。

性 11.2%であったのが、平成 27 (2015) 年には、男性 13.3%、女性 21.1%となっている。

上記の統計上の数値に加え、内閣府の「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(平成 27 年)⁵と同調査の平成 12 年から平成 27 年までの 4 回分の調査結果の分析⁶を通じ、高齢者の孤立状況をもっと詳しく覗いてみた。それによると日本の高齢者が他国の高齢者より家族(子女)や近隣から孤立し、いざという時、頼れる人がいない状況にあることや、さらに、その孤立状況は時間が経つにつれ、エスカレートしていることがわかる。

一方、韓国の場合、統計庁の高齢者統計報道資料(2019 年)によると、2000 年夫婦のみ世帯の構成比は 33.1%、一人暮らし高齢者世帯は 31.4%であったのが 2010 年には一人暮らし高齢者世帯が 33.9%で、初めて夫婦のみ世帯(33.7%)を追い越し、2045 年には、夫婦のみ世帯は 30.2%で減少する一方、一人暮らし高齢者世帯は 36.6%で、引き続き増加すると予想される。なお、保健福祉部の老人実態調査(2017 年)⁷では、高齢者の家族及び社会的関係の項目で、日本と同様、増加傾向にある高齢者世帯は、子供や親戚、近隣との繋がりも弱くなり、孤立化する危険性が高まると懸念されている。

(2) 高齢者の「貧困問題」

社会的孤立と共に高齢者問題を挙げる際、看過してはいけないのが高齢者の貧困問題である。というのも、貧困問題は高齢者の社会的孤立の一因でありつつ⁸、高齢者犯罪の主な要因でもあるからである。

高齢者の貧困状態を表す時、一つの目安となるのが相対的貧困率⁹であろう。厚生労働省の「相対的貧困率等に関する調査分析結果－平成 27 (2015) 年」¹⁰によると、高齢者世帯(世帯主年齢が 65 歳以上)の相対的貧困率は 18% (国民基礎調査、2012 年)で、全世帯の 16.1%より高い数値である。なお、OECD (2015 年)加盟国の中でも日本(19.4%)は、韓国(46.6%)、オーストラリア(35.5%)、アメリカ(21.5%)に続く 4 番目で、先進国でも高い数値である¹¹。

もう一つ、日本の高齢者の貧困問題を挙げる際に言及せざるを得ないのが「貧困化の可能性」についてであろう。「平成 26 年全国消費実態調査」を手掛かりにシミュレーション分析により実証した論文¹²では、「年収 400 万未満の高齢者二

⁵ 同調査は高齢化問題の基礎調査として、日本の高齢者と諸外国の高齢者における高齢者の役割、諸活動及び意識等を調査し、分析(各国間比較、時系列比較)を行い、高齢社会対策の施策の推進に資することを目的として 5 年ごとに(昭和 55 年度、60 年度、平成 2 年度、7 年度、12 年度、17 年度、22 年度、27 年度、総 8 回)行っている調査である。詳細のことは、内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(<https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/chousa/index.html>)を参考。

⁶ 同調査の総 8 回分のうち内閣府ホームページに公開されている 4 回分(5 回分があるが、平成 7 年度版は概要版であるために、該当項目の抽出が不可であって除く。)の調査の結果から高齢者の孤立に係る項目を抽出し、年度順に構成したものである。

⁷ 同調査は、老人福祉法第 5 条に基づき、老人実態調査実施の法制化(2007 年 1 月)を通して、保健福祉部傘下保険社会研究院が 3 年ごとに行われる調査である。(1 回:2008 年、2 回:2011 年、3 回:2014 年、4 回:2017 年)保健福祉部「2017 年老人実態調査結果報告書」(http://www.mohw.go.kr/react/jb/sjb030301vw.jsp?PAR_MENU_ID=03&MENU_ID=032901&CONT_SEQ=344953)

⁸ 河合克義『老人に冷たい国・日本—貧困と社会的孤立の現実』(光文社新書、2015 年)36-38 項。

⁹ 相対的貧困率とは、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。

なお、貧困線とは、等価可処分所得(※)の中央値の半分の額をいう。(※)等価可処分所得とは、世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。

¹⁰ 報告書の指標は厚生労働省の 2012 年度の国民生活基礎調査によるものである。(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf)

¹¹ Forbes Japan (2015 年 12 月 15 日付)“高齢者の「貧困率が高い国」1 位韓国、日本 4 位”(<https://forbesjapan.com/articles/detail/10540>) 2020 年 6 月 22 日確認。

¹² 本田 豊「高齢者世帯の貧困化の可能性に関する考察」『地域情報研究』5 巻(2016 年)15 - 34 頁。

同論文は、「平成 26 年全国消費実態調査」における無業者で、夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦のみ二人世帯の「年間収入階級別・貯蓄現在高階級別」の世帯当たり 1 ヶ月の収入と支出にかかるデータを基に、貧困化の可能性を分析したものである。

人世帯は、老後生活が進む中で、貯蓄の多寡にかかわらず、貧困化していく可能性が十分にある」と結論付けている。さらに、同調査の調査対象世帯のうち年収400万円以下の世帯が、全体の7割弱を占めていることや実収入のうち公的年金依存率が95%前後に達し、公的年金給付額の今後の動向が貧困化の可能性に大きく影響を与え得ること等を鑑みれば、高齢者の貧困問題はより深刻な広がりを見せると予想される。

他方、韓国の「相対的貧困率」は、OECD（2015年）加盟国の中でも最も高い46.6%であり¹³、とりわけ、統計庁の家計動向調査（2014年）によると、一人暮らし高齢者の貧困率は70.9%で、夫婦のみ世帯の47.1%より非常に高い数値を占め¹⁴、一人暮らし高齢者の貧困の深刻さを示している。日本の高齢者の貧困が「現在」にとどまらず「これからの貧困の可能性」を危惧するのに比し、韓国は、「貧困の可能性」まで触れることなく、「今現在の高齢者の貧困」に焦点が当てられているわけである。

II 日本と韓国の高齢者犯罪の現状と特徴

1 高齢者犯罪の現状

日本の刑法犯の総検挙人員は平成15（2003）年にピークを迎えてから引き続き減少傾向にある¹⁵。一方、高齢者の刑法犯検挙人員は、警察庁の「令和2年版警察白書」によると、平成3（1991）年以降、毎年増加し、平成20（2008）年にピーク（48,805人）を迎え、その後は高止まりの状況であり、平成30（2018）年44,767人となって、平成元年（6,625人）に比べ約6.8倍増加した。そのうち、70歳以上の者は、平成23（2011）年以降、高齢者検挙人員の65%以上を占めるようになり、平成30（2018）年には70.1%にて、平成元年と比べると約9.2倍までに増加した。また、刑法犯検挙人員総数に占める高齢者の割合は、平成10（1988）年までは5%未満であったのが、令和元（2019）年には22.0%にて、平成元年から令和元年にかけて2.1%から22.0%（約10倍）まで上昇し、増加の一途をたどっている¹⁶。

更に、高齢者の刑法犯検挙人員の人口比¹⁷から見ても、平成4（1992）年65～69歳の者は67.1人、70歳以上の者は37.1人に増加し、以後も増加し続け、65～69歳の者は平成18（2006）年（232.9人）、70歳以上の者は19年（155.8人）をピークにそれぞれ減少に転じた。平成元年と比べると、平成30年には、65～69歳の者が約2.2倍の142.6人、70歳以上の者は約3.3倍の119.8人に、それぞれ上昇した。30年前の平成元年と比べると増加の傾向は確かである。

それを受け、刑法犯検挙人員のうち高齢者の割合が増加している背景には、単に高齢者の数が増加しただけでなく、実際に犯罪を犯し、犯罪に手を染めている高齢者の割合自体が増加していることがわかる。しかも、70歳以上の者の犯罪増加が目立つ。

他方、韓国の場合も、ここ10年間全体犯罪は発生件数や検挙件数両方共に減少傾向にある¹⁸のに対し、高齢者の場合は、検挙人員が2011年に68,836人であったのが、年々増加し続け、2019年には、133,905人へと、2011年に比べて約2倍近く増加した。また、検挙人員総数に占める高齢者の割合も、2011年に3.6%であったのが、2019年には、7.7%へと、2倍以

¹³ 前掲注11) 参考。

¹⁴ 최요석 「노인단독가구의 빈곤결정요인에 대한 연구」 고려대학교 대학원 석사논문 (2015) 16頁。

¹⁵ 法務省「令和元年版犯罪白書」(<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/66/nfm/mokuji.html>)

¹⁶ 越智啓太『高齢者の犯罪心理学』(誠信書房、2018年)4頁。

¹⁷ 前掲注15) 参考。

¹⁸ 法務部法務研究院「2019年犯罪白書」(<http://www.ioj.go.kr/homepage/information/DataAction.do?method=list&pblMatlDivCd=01&top=4&sub=1#none>)

上上昇し、高齢者人口の増加を上回っている¹⁹。また、検察庁の「2019年犯罪分析」を基に、2018年の全体犯罪を対象に検挙人員の年齢層別人口比を見ると、51歳～60歳の犯罪者の犯罪率が人口10万人あたり4,813人で最も高く、次いで41歳～50歳(4,606人)、31歳～40歳(4,193人)、19歳～30歳(3,639人)、61歳以上(2,183人)、18歳以下(750人)の順であり、高齢者の人口比は全年齢層のうち、低い方であった。

しかし、全体犯罪の年齢層別人口比の10年間の推移を見ると、少年犯罪者(18歳以下)、19歳～30歳、31歳～40歳、41歳～50歳と51歳～60歳の犯罪者の人口比は、軒並み減少した反面、61歳の高齢犯罪者の人口比は2009年の1,573人から2018年の2,183人へと、38.8%増加し、全年齢層の中で唯一増加し、日本と同様に実際に高齢者犯罪が増えていると言える。

次は「令和元年版犯罪白書」を基に罪種別の推移を見ると高齢者層では窃盗の割合が71.15%をも占めており、高齢者犯罪の大多数が窃盗である。そのうち、万引きは76.44%で、特に女性では、約9割が窃盗であり、その大部分が万引きである。これが高齢者犯罪の女性比率を高めている主な原因と見られる。

窃盗以外は、比較的に高齢者犯罪のうち増加率の高い罪種が殺人、強盗、傷害、暴行等いわゆる凶悪犯や粗暴犯である。殺人の人口比は、平成30(2018)年には65～69歳の者は0.7人、70歳以上の者は0.3人であり、平成元年に比べれば増加したとはいえ、その幅はわずかである。殺人の場合、決して検挙人員も犯罪率も高いとは言えないが、心中をはじめとした将来への絶望や介護疲れによる夫婦(主に夫による)・身内によるものが多いということ²⁰から他の犯罪とはその重みは違うだろう。

高齢者による犯罪のうち特に大きく増加しているのは、暴行であり、暴行の人口比は、平成元年に比べ65～69歳の者は約30倍、70歳以上の者は約50倍に達している。これは他の犯種の増加ぶりをはるかに上回る、通常の犯罪統計からみると尋常なことではない。

他方、韓国の場合、日本のように、一つの犯罪(窃盗)が高齢者の刑法犯検挙人員の70%以上を占めるような罪種は見つからず、暴行が19.24%で最も高く、次に窃盗(17.46%)、詐欺(17.31%)等が比較的に高い割合を示している²¹。特に、窃盗、詐欺、横領等、財産犯罪に属する犯罪が45.29%で、高齢者犯罪の半数近くを占めていることから、高齢者が経済的な困窮を理由に犯罪まで至るという予測が付ける。最近、高齢者犯罪の中で世間に取り上げられているのが性暴力犯罪である。検察庁の「犯罪分析」を基に2000年から2018年まで、18年間の推移を分析した結果によると高齢者の性暴力犯罪は、2000年の検挙人員が129人に過ぎなかったのが、2018年には、2,914人へと、18年間なんと21倍以上にまで増加し、主たる罪種(殺人、暴力、窃盗、性暴力)の中でも最も増加率が高い。

高齢者の性犯罪は、児童や知的障害のある女性等、相対的に自分よりも弱者である人に行われるという点に特徴的な傾向がある²²。これは、身体機能が成人男性より多少衰える老人世代であっても、偽計あるいは、威力をもって相手を制圧しやすいからであると分析される²³。また、高齢者であっても、性に対する欲求や能力は依然としてあるにもかかわらず、老人の性をタブー視する韓国社会の性倫理観からその原因を探る必要があるという指摘もある²⁴。

¹⁹ 警察庁「警察犯罪統計」(https://www.police.go.kr/www/open/public/public03_2019.jsp)

²⁰ 越智・前掲注16)30～51頁(第3章高齢者の殺人)参考。

²¹ 前掲注18)参考。

²² 박병선「고령사회 노인범죄 예방 대책에 관한 연구 - 공중보건 모델을 적용한 한국형 구조 모델 중심으로」웨스트minster신학대학원대학교 2018 학년도 박사학위 논문 30頁。

²³ 조용섭「노인성범죄의 실태분석과 경찰의 대응방안」『한국치안행정논집』Vol.11 No.1(2014年)95-96頁。

²⁴ 聯合ニュース(2019年9月30日付)“性生活に定年退職はない、陰地に放置された老年の性”(https://m.post.naver.com/viewer/postView.nhn?volumeNo=25970848&memberNo=5246326&vType=VERTICAL)2020年8月29日確認。

2 高齢者犯罪の特徴

(1) 高齢累犯者の増加（高い再犯率）

近年、日本の高齢者犯罪の特徴的な傾向として挙げられるのが再犯率の増加による累犯者が多いことである。犯罪白書平成30年版によると、平成10(1998)年以降の高齢者の検挙人員総数のうち65～69歳の者の再犯者の数は、平成21(2009)年まで増加し、22年以降はおおむね横ばい、24年からは初犯者を上回り、平成29(2017)年の再犯者率は53.8%であった。一方、70歳以上の者では、平成27(2015)年に至って初めて再犯者が初犯者を上回り、29年の再犯者率は50.7%であったが、平成10年以降の再犯者率の上昇は、65～69歳の者より急増している。65～69歳の者の再犯者率は、過去20年間一貫して、70歳以上の者の再犯者率は、平成22年以降、いずれも非高齢者と比べて高い。

一方、韓国の場合は、警察庁の「警察犯罪統計」に示された、2011年から2019年までの9年間の高齢犯罪者の犯行時前科者人員（前科回数別）及び有前科者率等の推移を通して高齢犯罪者の再犯率を分析した結果、高齢犯罪者総検挙人員中、2011年の有前科者数は28,559人であったのが2019年には57,216人へと、2倍以上増加した。しかし、総検挙人員に占める割合を見ると、2011年の41.5%から2019年の43.7%へと、9年間で2.2%増加にとどまり、その経過も増減を繰り返しており、日本のように「高齢犯罪者の再犯率が増加傾向にある」と言えるほどではなく、総数の増加に伴う自然な増加分ともみられる。

(2) 高齢受刑者の増加

高齢犯罪者による再犯の増加は高齢受刑者の増加という新しい問題を生み出し、日本の刑務所はひところの「過剰拘禁」から、近年は「高齢受刑者」の問題へとシフトしている²⁵。

法務省「犯罪白書令和元年版」に示された入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移と入所受刑者の年齢別人口比の推移を見ると、平成30(2018)年の高齢入所受刑者の人員は、平成元年と比べ約7.1倍に増加し、特に、70歳以上の入所受刑者人員は平成元年より約13.3倍に増加し、その増加傾向は顕著である。高齢者率でも、平成30(2018)年は12.2%であり、平成元年と比べると10.9%上昇している。なお、人口比の推移から見ると、65～69歳の者が6.4人（平成元年4.6人）、70歳以上の者は3.6人（平成元年1.0人）で同じく上昇傾向にある。

一方、韓国でも高齢受刑者の場合は、再犯率とは違い、近年増加傾向にある。法務部「2020年矯正統計年報」²⁶に示された2010年から2019年までの10年間の60歳以上の受刑者人員と受刑者総数に占める割合を見ると、2010年1,641人であった60歳以上の受刑者が毎年増加し続け、2019年には4,802人へと約3倍近く増加し、受刑者総数の8.5%増加を大きく上回っている。さらに、割合の面でも5.1%から13.8%へと、8.7%上昇し、他の年齢層²⁷の受刑者人員及び割合が減少傾向にあることとは相反し、高年齢の受刑者は増えつつある。

(3) 70歳以上と女性高齢犯罪者の増加

今まで日本の高齢者犯罪の動向を概観してきた中で、統計上の数値で一貫してみられるのが、女性と70歳以上の高齢者による犯罪の増加という特徴である。これを受けて、近年、高齢者犯罪のカテゴリーに女性と70歳以上の高齢者を区分し、表している。

刑事司法手続の各段階における高齢者の人員について、最近20年間の動向を見ると刑法犯検挙人員は約3.8倍、刑法犯の検察庁既済事件人員は約6.1倍、同起訴人員は約6.9倍、入所受刑者人員は約4.5倍にそれぞれ増加し、女性と70歳

²⁵ 新村繁文「高齢受刑者のソーシャル・インクルージョン」『法学セミナー』754号（2017年）15頁。

²⁶ 法務部矯正本部「2019 矯正統計年報」(http://viewer.moj.go.kr/skin/doc.html?rs=/result/bbs/421&fn=temp_1592781686573100) 62頁。

²⁷ 50歳以上で5,876(18.4%)人→9,033(26.0%)へ増加したことを除く、他年齢層では、20歳未満は351(1.1%)人→276(0.8%)、20歳以上は5,752人(18.0%)→5,115人(14.7%)、30歳以上は8,436(26.4%)人→6,834(19.7%)、40歳以上は9,925(31.0%)人→8,637(24.9%)へと、受刑者人員と受刑者総数に占める割合の両方とも減少傾向にある。同上。

以上の高齢者の人員は、各段階において、高齢者全体の増加幅を上回っている。また、女性高齢者については、刑法犯の検挙人員及び起訴人員、入所受刑者人員、保護観察付執行猶予者等の増加が、過去20年間（保護観察付執行猶予者は平成10年以降）で、女性高齢者人口の増加を上回っており、特に70歳以上の高齢者が大幅に増加するなど高齢化が著しい²⁸。

他方、韓国は、70歳以上の場合、2019年の検挙人員が25,041人から45,690人に人員は増加したものの、高齢者に占める割合は36.4%から34.1%へと、むしろ減り、女性高齢者の場合は、両方とも増加はしているが、増加幅はわずかであり²⁹、日本のように、高齢者犯罪の特徴的な現象と言うほどではないと考えられる。

Ⅲ 高齢者犯罪の対策方案 — 再犯防止対策を中心に —

1 出口段階における刑事福祉的対策

(1) 排除（エクスクルージョン）から包摂（インクルージョン）への動き

上記の高齢化と高齢犯罪者の増加の影響により今日の日本の刑務所は「福祉施設化」の問題に直面している。その一因が刑事政策の厳罰化であり、厳罰化が進み始めたのは、1995年に発生したいわゆる、「地下鉄サリン事件」の頃からとされている³⁰。そして、1995年から2005年くらいまでの間、刑事政策の分野では、刑事処分を強化する政策が推し進められた。

こうした状況から後に刑事政策の見直しの発端となったのが、2003年に出版された山本讓司の『獄窓記』³¹である³²。この本の中には、自分の身の回りの世話もできない高齢・障害受刑者が適切な処遇もなく放置されている悲惨な状況が臨場感を持って描かれている。その『獄窓記』に触発され、2006年から2009年までの3年にかけて行われたのが、厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」³³である。この調査から明らかになったことは、刑務所に収容されている知的障がい者の多くは、そもそも福祉的な支援があれば、受刑者とはならず済んだ可能性の高い人たちであり、出所後適切な支援があれば再犯をしなかったのではないかということである³⁴。

こうした状況の中、2008年の犯罪対策閣僚会議では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」³⁵を発表した。同行動計画では、犯罪者と社会の間の断絶している絆を再構築し、市民としての意識を涵養させることこそが有効な対策であるとされている。これは、犯罪者に対する監視と制裁を強化して社会を守ろうとする刑事政策を目指した2003年の政府（犯罪対策閣僚会議）が発表した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2003」の内容とは反対方向への転換であっ

²⁸ 浜井浩一『2円で刑務所、5円で執行猶予』（光文社新書、2009年）参考。

²⁹ 警察庁「警察犯罪統計」高齢者の検挙人員及び高齢者の割合の推移（2011年～2019年度分）の分析より。

³⁰ 浜井浩一「厳罰から司法と福祉の連携による再犯防止へー地域生活定着センターの誕生と課題」『刑事弁護』79号（2014年）194頁。

³¹ 山本讓司の『獄窓記』（ポプラ社、2003年）

³² 川上麻由「我が国における高齢者犯罪の特異性について—米国における高齢者研究からの一考察—」『大学院研究年報』第47号（2018年）140頁。

³³ 厚生労働科学研究成果データベース「虐待・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」報告書（<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=200827004A>）

³⁴ 浜井・前掲注30）195頁。

³⁵ 犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/081222keikaku2008.pdf#search=%E7%8A%AF%E7%BD%AA%E3%81%AB%E5%BC%B7%E3%81%84%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E3%81%AE%E5%AE%9F%E7%8F%BE%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%A1%8C%E5%8B%95%E8%A8%88%E7%94%BB2008>）

た³⁶。

以上の2003年から2008年以降への刑事政策の一連の流れは、犯罪者を社会から排除する（ソーシャル・エクスクルージョン）政策から司法と福祉の連携により彼ら（彼女ら）を社会の中に包摂する（ソーシャル・インクルージョン）政策への転換であったと言える³⁷。

(2) 高齢受刑者の社会復帰と矯正処遇

こういう流れの中、2006年、「旧監獄法」の全面的な改正により「刑事収容施設及び被収容者処遇等に関する法律」が施行され、高齢受刑者に対する処遇も従来の処罰という観点に代わる治療的観点から、2004年度より精神保健士が、2007年度よりは社会福祉士が配置され始め、令和元年度よりは全国の刑務所に社会福祉士が配置されることになった。さらに、平成26（2014）年度よりは福祉専門官³⁸を配置し始め、引き続きその配置施設数を拡大している。また、一部の刑事施設では、健康運動指導士を招いて高齢受刑者の生活習慣病を予防し、健康水準を保持・増進するための指導を行っているところもある³⁹。

こういった福祉的な取り組みと共に高齢受刑者に対する標準社会復帰支援指導プログラムの実施も行われている。それは、福祉的な支援が必要と思われるものの、支援を頑なに拒否したり、支援をうけ、刑事施設から福祉施設等に帰住した場合であっても、その施設に適応できず、トラブルを起こす者がすくなく存在し、その背景に、高齢受刑者が特別調整等の福祉的支援について十分に理解できていなかったりするほか、金銭管理や対人スキルといった基本的な社会生活上のスキルが身につけていないという由がある。

そこで平成26年度から、高齢受刑者等に対する標準社会復帰支援指導プログラムの開発が始まり、平成29年度にはすべての刑事施設で実施されることとなった。その内容は、基本的な動作能力や体力の維持・向上、健康管理能力・生活能力・各種福祉制度に関する基礎的知識の習得など、多岐にわたる⁴⁰。

(3) 地域生活定着促進事業

高齢や障害を持つ者の施設内処遇から社会内処遇へと転換時、今やその核心となっているのが地域生活定着促進事業（以下、事業という。）であろう。この事業は、平成21年1月に、長崎県ではじめて地域生活定着支援センター（以下、支援センターという。）がモデル事業として開設され、平成23年度末には、全国都道府県（北海道は2か所）48か所の設置が完了された⁴¹。

事業の発足は、各都道府県の支援センターが矯正施設や保護観察所、福祉関係者と連携して、矯正施設収容中から支援の対象となる人が釈放後、福祉サービスを直ちに受けられるように支援することにより社会復帰と再犯防止を推進するこ

³⁶ 浜井・前掲注30）197頁。2003年の行動計画では、第1行目に「今、治安は危険水域にある」と前提した上で、「自らの治安は自ら守る」との観点から、国民一人一人の防犯意識の向上を図るとともに、国民と行政機関が相携えて行動していくことが理想であり、「治安回復のため、小さな違反行為を見逃さずに取り締まる」といったことが述べられていた。ここで想定されている犯罪者は社会の安全を脅かす者であり、そうした犯罪者に対する監視と制裁を強化して社会を守ろうとする排除型刑事政策であった。

³⁷ 同上 197頁。

³⁸ 福祉専門官は、社会福祉又は精神保健福祉の資格を有する常勤職員を言う。

³⁹ 中川忠昭「高齢受刑者の矯正処遇の現状と課題」『法律時報』92巻2号（2020年）28頁。

⁴⁰ 小島弘美「高齢又障害を有する者を対象とした「社会復帰支援指導プログラム」実施について」『月刊ノーマライゼーション障害者の福祉』38巻1号（2018年）32-34頁。

⁴¹ 伊豆丸剛使「地域生活定着支援センターの10年—これまで、そして、これから—」『権利擁護・虐待防止』（2019年）36頁。

とが目的とされている⁴²。この事業の推進において、支援センターの業務は大きく3つに分かれており⁴³、①コーディネート業務は、保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等の業務である。このコーディネート業務において重要なポイントになるのが「特別調整」と呼ばれる福祉的な調整であり、高齢、障害等により自立が困難な被収容者が矯正施設入所中に出所後の帰住先を見つけ、障害者手帳の取得や介護保険サービスといった福祉サービスの利用調整等を行うことである。②フォローアップ業務はコーディネート業務を経て矯正施設退所後、地域に戻った対象者の生活を伴走的に支援していく業務である。③相談支援業務は懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて助言やその他必要な支援を行うことである。

他方、事業が施行されて以来10年余りが経った時点で、事業の成果も見え始めている。支援センターの全国組織である「一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会」(2015年)によると、2009年から2013年度末までの5年間、定着支援センターで支援を行った者のうち、91.7%は再逮捕も再入所もなく地域で生活しているという報告がある⁴⁴。なお、法務省研究部報告56「高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」の特別調査からも特別調整による高齢受刑者の再犯防止効果が報告されている⁴⁵。

一方、特別調整において、対象者の選定に出所日の6ヶ月以上の前という規定はあるものの、実際にそれが守られないケースが少なくなく、支援センターが出所者の生活環境調整を行うのに十分な時間を確保できない⁴⁶という司法との連携における課題や発足時はコーディネート業務中心であったのが、相談業務やフォローアップ業務の増加に伴い⁴⁷、近時は被疑者・被告人段階(いわゆる入口支援)⁴⁸へとその業務が年々拡大しており、支援センターの運営上の課題となっている。

⁴² 伊豆丸剛使「地域生活定着支援センター10年の節目に思うこと」『更生保護』70巻4号(2019年)16頁以下。

⁴³ 厚生労働省(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html)の矯正施設退所者の地域生活定着支援(地域生活定着促進事業)を参考に作成。

⁴⁴ 篠崎ひかる「高齢出所者の地域定着に向けた支援の構造と課題—地域生活定着支援センター職員の語りの分析から—」『社会福祉学』第60巻第2号(2019年)54頁。

⁴⁵ 川上・前掲注32)144-145頁。2014年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢受刑者293人(男性245人、女性48人)のうち、特別調整対象者28人と特別調整辞退者28人のうち2015年末日までに刑事施設に再入所した者は、前者では28人中2人(7.1%)であったが、後者は28人中13人(46.4%)であったことが分かった。

⁴⁶ 総務省行政評価局「刑務所出所者等の社会復帰支援策に関する行政評価・監視(2014年)」結果報告書によると、2012年度の高齢者・障害者に対する福祉的な支援の実施状況等の調査で、20か所の保護観察所が2012年度に特別調整対象者に選定した366人のうち、143人(39.1%)が、矯正施設から候補者の選定通知が遅れ保護観察所が選定した時点では「出所日まで6ヶ月以上」の期間が確保されていなかったことから出所日までに受入先が確保できなかったり、対象者が希望する帰住先所在の支援センターに調整を断られた者等、円滑な支援に支障が生じているという事例がみられた。

⁴⁷ 篠崎ひかる「高齢出所者の地域定着に向けた支援の構造と課題—地域生活定着支援センター職員の語りの分析から—」『社会福祉学』第60巻第2号(2019年)59-60頁。

⁴⁸ 地域生活定着支援センターによる入口支援は、相談支援業務の枠組みで捜査・公判段階にある高齢者・障がい者に対する検察や弁護士また支援者・家族等による依頼を受け、福祉的な助言や関連機関への連携等を主にする。ところが、対象者に関する情報の他、刑事手続き上の日程に関する情報等を確保しにくく、本来の業務はあくまでも出口支援であって、入口支援までその人力と予算が及ばない。また、入口支援の実施により、出口支援に支障が生ずるといった実務上の問題が指摘されている。朴珠熙「起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の在り方—入口支援の実施を踏まえて」『法學政治學論究：法律・政治・社会』第112巻(2017年)276頁。

2 入口段階における刑事福祉的対策

以上のように、高齢者犯罪対策は出口段階での支援に軸足が置かれて展開されてきた。しかし、実のところ、ほとんどの高齢犯罪者は刑務所に行くことなく「入口段階」でダイバージョン的な措置により刑事手続きから外され、地域に戻ることになる⁴⁹。

そこで、近時、刑事司法の入口の段階におかれている福祉的支援を必要とする高齢被疑者・被告人について、検察庁、保護観察所、弁護士会、地方公共団体等が、関係機関・団体等と連携し、福祉的支援につなげる取組を強化している。こういう支援のことを「入口支援」⁵⁰という。

(1) 弁護士会における入口支援

弁護人は、高齢被疑者・被告人を弁護する過程で、同人にとって最も有効で適切な再犯防止・社会復帰支援策を検察と裁判所に提示できる立場にあることから、起訴猶予処分や執行猶予判決を引き出すと同時に、釈放後の社会復帰にも、弁護人が中心になって福祉関係機関等との連携・調整等を行う役割は重要であると考えられる。

こうした背景から、各地域の弁護士会による入口支援の取り組みがなされ、大阪弁護士会では、支援センター及び社会福祉会との連携により、起訴猶予又は執行猶予が見込まれる高齢・障害を持つ者を支援センターや社会福祉会に繋ぎ、そこから更生緊急保護の利用、更生保護施設への入所等の福祉的支援が受けられるようにしている⁵¹。また、埼玉弁護士会では、「埼玉弁護士会社会復帰支援委託援助制度」という支援制度を設けて（平成21年からスタート）、釈放された被疑者・被告人のうち、帰住先がないか生活困窮により再犯の懸念等の問題を有する者を社会福祉事業に委託し、社会復帰を支援している⁵²。

(2) 検察における入口支援

近時、検察側でも平成23（2011）年「検察の理念」⁵³を制定し、これに基づいて「入口支援」が行われている。これは、従来の弁護側との対立構造から脱皮し福祉的な支援を必要とする被疑者・被告人に起訴猶予や執行猶予を求刑し、福祉に引き継ぐことにより再犯防止及び改善更生を図るということであり⁵⁴、その主たる取り組みとしては、検察と保護観察との連携による「更生緊急保護の重点実施」⁵⁵と「社会復帰アドバイザーの配置」⁵⁶がある。

⁴⁹ 魚谷瑞紀「累犯高齢者はなぜ増え続けているのか－再犯防止には何が必要なのか」(2013年) http://www.f.waseda.jp/k-okabe/semi-theses/13mizuki_uotani.pdf 8頁。犯罪で検挙される者の中、実刑が確定され、刑務所に行く人は全体の2~3%台にすぎず、約97%の人々は不起訴や執行猶予、罰金で済む。高齢者の場合は、他年齢層よりも微罪処分、起訴猶予率が高く量刑の際にも年齢が考慮にいれられるため尚更である。

⁵⁰ 吉田誠治「高齢犯罪者に対する検察の入り口支援」『法律時報』92巻2号（2020年）18頁。

⁵¹ 辻川圭乃「弁護士会による罪に問われた障害のある人の「入口」支援の現状と課題」『早稲田大学社会安全政策研究紀要』第7号（2014年）245-249頁。

⁵² 安田恵美「福祉的ニーズを持つ被疑者への起訴猶予」『大阪市立大学法学雑誌』第60号（2014年）397-398頁。

⁵³ 検察庁「検察の理念」(<http://www.kensatsu.go.jp/content/000128767.pdf>)

⁵⁴ 原山和高「長崎地検における罪を犯した知的障害者の再犯防止に関する取り組みについて」『研修』第779巻（2013年）27頁。

⁵⁵ 吉田・前掲注50) 22頁。「更生緊急保護の重点実施」は、起訴猶予処分により釈放された者について、その改善更生を助けるための措置として従前から必要に応じて実施されてきた「更生緊急保護」（更生保護法85条）を活用した取り組みであり、検察庁と保護観察所が連携し、起訴猶予による更生緊急保護が見込まれる勾留中の被疑者について、検察官からの申し入れを受けた保護観察所があらかじめ調査・調整を行い改善更生のために重点的な生活指導による社会復帰支援を実施すべきと判断した場合は、起訴猶予処分後に、更生保護施設・自立準備ホームへの宿泊を伴う保護を委託した上で、継続的かつ重点的な生活指導を行い、福祉サービスの調整、就労支援等の社会復帰支援を実施するものである。

⁵⁶ 同上、20頁。社会福祉アドバイザーとは、事件担当検察官等の相談に応じ、対象者ごとに必要な福祉サービス（例えば、対象者と面

(3) 保護観察所における入口支援

保護観察所においては、政府の一連の再犯防止策の取り組みの過程で、「特別調整（地域生活促進事業）」と「更生緊急保護の重点実施（検察における入口支援）」の一軸として、その役割を担う中で、平成 29（2017）年の「再犯防止推進計画」により、保護観察所が独自の入口支援の体制整備が求められ、平成 30（2018）年から法務省保護局長通達に基づき、入口支援を行うことが定められた⁵⁷。

保護観察所による入口支援は、更生緊急保護の枠組みに基づき、起訴猶予者のほかに罰金や執行猶予者も含まれており、主に検察庁との連携（依頼）を端緒として保護観察所が支援を行うことが想定されている。なお、外部の関係機関と連携することを制度化しており、地域の自治体や福祉関係機関、団体と直接調整しながら支援を行ったり、法務省が行う地域再犯防止推進モデル事業を受託した自治体が社会福祉法人等に事業を委託した場合には、その法人と連携して支援を行ったりしている。その入口支援の開始に当たり、いくつかの保護観察所に入口支援を担当する「特別支援ユニット」⁵⁸が設置されているところもある。

(4) 地方公共団体における入口支援

地方公共団体による入口支援は、主に「地域再犯防止推進モデル事業」⁵⁹により行われている。同事業は、「再犯防止等の推進に関する法律」及び「再犯防止推進計画」の趣旨に基づいて、平成 30（2018）年から開始され、同事業を行っている全国の 36 の地方公共団体の中（令和元年基準）、東京都、名古屋市、福岡県等は高齢・障害を有する者に対する「入口支援」を行っている。

例えば、東京都では、2018 年度より「高齢者よろず相談」というものを実施しており、東京都が外部の民間団体に委託し、万引き等の犯罪を繰り返す高齢者やその家族等を対象に、社会福祉士や精神保健福祉士等が電話相談を受け付け、本人の状況や生活環境等についてアセスメントを行うことで、適切な支援につなげる事業である。また、福岡県でも、いわゆる、「立ち直りサポートセンター」という事業（2019）⁶⁰が、名古屋市では、「伴走型入口支援」と呼ばれる事業を民間に委託し実施している⁶¹。

談した上、介護保険、年金、生活保護など）に関する助言を行うほか、対象者を福祉事務所・保健所・保護観察所等の機関につなげるための連絡調整を自ら行ったり、あるいは橋渡しをするなどして対象者の再犯防止・社会復帰支援の活動に従事する者である。東京地検を皮切りに横浜、千葉、水戸、静岡、大阪、名古屋及び広島各地方検察庁においても社会福祉士を社会福祉アドバイザーとして非常勤で採用している（令和 2 年基準）。

⁵⁷ 法務省「犯罪白書－平成 30 年版」353-359 頁。

⁵⁸ 特別支援ユニットは、保護観察所における入口支援を強化するために平成 30 年 4 月に新設され、19 か所の保護観察所に設置されている（平成 30 年 11 月基準）。その役割は、原則として「保護観察所における入口支援」のほか「特別調整」、「更生緊急保護の重点実施」等を担当し、その円滑な実施のため地域生活定着支援センターをはじめ、地方公共団体、地域の福祉の諸機関・団体とのネットワーク形成（他機関連携）を目指している。厚生労働省（平成 30 年）「罪を犯した障害者・高齢者等の支援を包括的に担う人材を育成するための、研修・実地プログラムや支援ツールの開発に関する調査研究事業」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000526029.pdf>）37 頁。

⁵⁹ 法務省「地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）」（<http://www.moj.go.jp/content/001324099.pdf>）

⁶⁰ 太田達也「高齢犯罪者に対する刑事法上の対応の在り方－軽微事犯に対する微罪処分と高齢者サポートセンター創設を中心に」『法律時報』92 巻 2 号（2020 年）9-10 頁。

⁶¹ 吉田・前掲注 50）22 頁。

IV 保護観察所の職員に対するインタビュー調査

本研究では京都産業大学社会安全・警察学研究所の研究の一環として、高齢犯罪者の再犯防止に対する保護観察所の取り組みについて保護観察所の職員へのインタビュー調査（以下調査という。）を行い、その内容を分析した。

1 調査の内容

調査は、高齢犯罪者の再犯防止における保護観察所の取り組みについて、「高齢対象者との関わり」、再犯防止推進計画前後の「新しい取り組み」、「他機関との連携」等の過程で職員として感じる課題に着目し、インタビューを行い、そこから得た答えを【1】一般業務における取組、【2】出口段階における取組、【3】入口段階における取組の3つにカテゴリー化し、整理して分析を行った。

2 分析結果

まず、1つ目の【一般業務における取組】においては、高齢者の特性でもある認知・身体機能の低下や障害等による支援及び対応の難しさが改めて確認でき、その更なる対応のためには「社会福祉調整官」⁶²のように、ただ福祉に対する専門知識だけでなく「高齢者」「障害者」「犯罪者」等のより幅広い分野の専門知識や経験を有する者の取り組みやそういう人材の育成ないし枠組みの構築が必要であることが分かった。

2つ目の【出口段階における取組】においては、高齢受刑者の場合、1年以内の短期刑が多いことから収容時点から調整が必要となること、そこで、十分な調整の時間を確保できないこと、により本来なら特別調整の対象者になり得る高齢受刑者がその機会を得られないという「実務上の不具合」が存在し兼ねないことが分かった。今後、その部分についての実態調査と対応が必要であると考えられる。

3つ目の【入口段階における取組】においては、入口段階で最近、各機関別に支援についての動きは出始めているようであるが、その方法の不知や中心役割を担う存在の不在が、実際の支援まで届くにあたってネックになっていることが改めて確認できた。今の入口支援の対象者が起訴猶予者が大半を占めており、更に、微罪処分まで支援の範囲を拡大する必要性が求められる中、その役割を担う中核存在の新設ないし機関別の担当部署（担当者）の必要性も一層募ると思われる。

3 結語

本インタビュー調査はコロナ禍の影響で、保護観察所、1か所の一回調査にすぎなかったため、その内容を一般化するには限界がある。しかし、保護観察所は、犯罪者の再犯防止政策のほぼすべての領域に直・間接に係わり、法的な根拠を基に支援と指導を並行して行う機関であるがため、そこから得た内容の分析結果は、有意義なものであると考える。

V まとめ

以上、本研究では、日韓両国の高齢化・高齢者犯罪の状況と特徴を考察し、その状況に基づいて、主に日本を中心に近時、行われている高齢者犯罪対策と課題について検討を試みた。そこから得られたことは、先進国の中でも異例とも言え

⁶² 精神保健福祉等の資格を有し、精神保健や精神障害者福祉に関する専門知識に基づき、医療観察制度の対象となる精神障害者に必要となる継続的な医療と援助を確保し、その社会復帰を促進するため、地域社会において関係機関相互間の連携を確保するコーディネーターとしての重要な役割を担う者を言う。

る日本の高齢者犯罪問題は、日本と同様な問題を抱えている韓国にとっては日本が捉えている高齢者犯罪対策—排除型（エクスクルージョン型）刑事政策から、包摂型（インクルージョン型）刑事政策へと転換と、その実践的な試みとして地域生活定着支援センターを軸とした出口支援の取り組みや入口支援の諸取り組み等—を探ることができたのは、刑事政策上、特段の措置が捉えられていない韓国にとってその解決策を模索しようとする本研究の背景と目的に大きな手掛かりを与えてくれたことである。

なお、日本で行われている高齢者犯罪対策をできる限り総網羅し、ただの羅列にとどまらず、問題点やミクロ的な解決策としての提言等をも合わせながら考察しようとする努力したところであるが、計画していた高齢受刑者や高齢者犯罪対策に係る者に対するフィールド調査が保護観察所以外は実現できなくなり、実証的な結果を基により多様であるミクロな提言が十分ではなかった点は本研究の残念なところであり、今後の検討課題としたい。

